施策評価シート

評価実施年度: 令和元年度

幹事部局健康福祉部

施策の名称 施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保

施策の目的

経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れる社会を目指します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を目指します。

(経済的に困窮した人の自立支援)

- ・生活保護世帯のうち、就労により自立した世帯は平成27年度117人から平成30年度129人となり、3年連続で増加したが、就職後の定着支援が課題となっている。
- ・生活困窮者自立支援制度による平成30年度の支援状況は、前年度に比べ、新規相談件数が269件増、自立支援プラン作成件数は70件増、就労・増収者数は8人増と、いずれも増加しており、支援制度が周知され、かつ支援の効果も表れている。

(子どもの貧困対策の拡充)

施策の現状 に対する評価

・平成30年度の生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実施体制を整えた市町村数は16市町村となり、目標数を3市町村上回ったが、更なる有効な対策を行うための必要な実態把握がまだ十分でない。

(戦没者等の援護)

- ・第10回特別弔慰金について、全ての裁定処理が完了した。
- ・中国帰国者等について、従来から自立支援を行ってきたが、高齢化により医療 介護の必要性が高まりつつある。

(経済的に困窮した人の自立支援)

- ・生活保護世帯のうち、就労による自立後も継続して支援を必要とする方については、市町村に対し、ハローワークや生活困窮者自立支援相談機関との連携を 働きかける。
- ・地域資源(就労の受け皿)の少ない市町村においては、その開拓とともに、部局間連携を図り、効果的な施策事施を行うよう働きかける。
- 局間連携を図り、効果的な施策実施を行うよう働きかける。 ・生活困窮者自立支援制度の中核的機能である自立相談では、相談者の抱える課 題が多様化しており、対応する相談員の知識取得・技術向上のため、研修の充 実等を図っていく。

今後の取組みの方向性

(子どもの貧困対策の拡充)

・子どもの貧困の現状について調査を行い、その実態を把握し分析した上で、共 通認識のもと関係機関が連携しながら有効な施策を進めていく。

(戦没者等の援護)

- ・令和2年度から開始される次回特別弔慰金について、県、市町村及び島根県遺 族連合会から対象者に対し、制度周知の強化を図る。
- ・中国帰国者等の老後の生活の安定のため、支援給付制度の適正利用が図られる ように実施主体である市町村に対し指導を行っていく。

施策に関連する指標の一覧

施策の名称 施策 II - 2 - 6 生活援護の確保

施策の目的達成に向けて取り組む事務事業において設定している主な成果参考指標

| 項番 | 施策の 成果参 | 指標名 | 平成27年度 | 平成3 | 0年度 | 令和元年度 | 単位 |
|----|------------|---------------------------------------|--------|--------|--------|--------|----|
| 番 | 成未多 考指標 | 担保力 | 実績値 | 目標値 | 実績値 | 目標値 | |
| 1 | 0 | 就労により自立した生活保護世帯の数 | 117. 0 | 125. 0 | 129. 0 | 125. 0 | 世帯 |
| 2 | | 生活福祉資金の貸付決定件数 | 183. 0 | 250. 0 | 185. 0 | 250. 0 | 件 |
| 3 | | 行旅病人等の救護率 | 100.0 | 100. 0 | 100. 0 | 100.0 | % |
| 4 | | 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実 施体制を整えた市町村数 | 1.0 | 13. 0 | 16. 0 | 19. 0 | 団体 |
| 5 | | 特別弔慰金、特別給付金の裁定率(他県進達処理 を含む) | 53. 3 | 70. 0 | 223. 6 | 70. 0 | % |
| 6 | | 地域生活定着支援センターの支援実績 | | 100. 0 | 100. 0 | 100. 0 | % |
| 7 | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | |

施策の名称

施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保

| | 事務事業の名称 | 目的 (誰(何)を対象として、どういう状態を目指すのか) | 前年度 事業費 (千円) | 今年度 事業費 (千円) | 所管課名 |
|----|-----------------------------|--|--------------------|--------------------|--------|
| 1 | 生活保護費の給付事業 | 要保護世帯の安定と経済的自立が図られるようにする。 | 3, 563 | 5, 044 | 地域福祉課 |
| 2 | 自立支援事業 | 世帯の安定と生活意欲の醸成、経済的自立が図られるようにする。 | 27, 222 | 24, 293 | 地域福祉課 |
| 3 | 行旅病人等への支援事業 | 必要な救護等が受けられるようにする。 | 79 | 390 | 地域福祉課 |
| 4 | 生活困窮者支援・子どものセー フティネット推進費 | 自立の促進を図る。 | 408 | 15, 326 | 地域福祉課 |
| 5 | 旧軍人及び未帰還者等援護事業 | 福祉の増進が図られ、中国帰国者等については自立が促進される。 | 17, 520 | 19, 438 | 高齢者福祉課 |
| 6 | 再犯防止推進事業 | 犯罪を犯したもの等が、円滑に地域の一員として暮らすことが出来るようにすることとで、再犯防止を推進し、県民が安全・安心に暮らせる社会の実現を図る。 | 560 | 21, 270 | 地域福祉課 |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |
| 19 | | | | | |
| 20 | | | | | |
| 21 | | | | | |
| 22 | | | | | |
| 23 | | | | | |
| 24 | | | | | |
| 25 | | | | | |
| 26 | | | | | |
| 27 | | | | | |
| 28 | | | | | |
| 29 | | | | | |
| 30 | | | | | |
| 31 | | | | | |
| 32 | | | | | |
| 33 | | | | | |
| 34 | | | | | |
| 35 | | | | | |
| 36 | | | | | |
| 37 | | | | | |
| 38 | | | | | |
| 39 | | | | | |
| 40 | | | | | |

施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保 上位の施策

事務事業の概要

担 当 課 地域福祉課

| ' - | - 101 - - | オマンル | | | | | |
|------|---------------------------------|----------------------|---|------|---------------|-------|--------|
| 名称 | 生活 | 保護 | 費の給付事業 | | | | |
| | | 可)を | 要保護(援護)者、被保護者 | | ± ₩ # | 前年度実績 | 今年度計画 |
| 目的 | 対象として | | | | 事 業 費 (千円) | 3,563 | 5,044 |
| | どういう状態 を目指すのか | | 要保護世帯の安定と経済的自立が図られるようにする。 | , | うち一般財源 | 2,650 | 3,437 |
| | :度の 内容 | 一方 | に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて で、不正受給等、保護の要件を欠く者については、厳正 保護施行事務監査や市町村向け研修等を行い、生活保護 | に対応す | る。 | | を支援する。 |
| 評価を置 | こ行った 踏まえて たこと | • 就労意 | 限県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」におい 意欲の喚起や一般就労に向けた日常生活習慣の改善に向 いて市町村に対し優良事例を紹介 | | | | |

2 成果参考指標等の状況

| | | 成果参考指標 | 年 度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 単位 |
|-----|---------------|---------------------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|----|
| | 七 / 世夕 | 就労により自立した世帯の数(年間) | 目標値 | | 125.0 | 125.0 | 125.0 | 125.0 | |
| 1 | 扫标石 | | (取組目標値) | | | | | | 世帯 |
| l ' | 式• | 単年度における自立世帯の実数を用いる。 | 実績値 | 117.0 | 118.0 | 125.0 | 129.0 | | |
| | 定義 | | 達成率 | _ | 94.4 | 100.0 | 103.2 | _ | % |
| | 指標名 | itm. | | | | | | | |
| 2 | 扫标石 | | (取組目標値) | | | | | | |
| ~ | 式• | | 実績値 | | | | | | |
| | 定義 | | 達成率 | _ | _ | _ | _ | _ | % |

「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など

- 保護受給世帯数(月平均)
- (H25)4610、(H26)4666、(H27)4695、(H28)4661、(H29)4639、(H30)4534 ・ うち、いわゆる稼働年齢層と考えられる「その他世帯」の数及びの割合 (H25)11152、25%、(H26)1112、24%、(H27)1003、21%、(H28)933、20%、(H29)867、19%、 (H30)793, 18%
- ・ハローワークの支援により就職した者の1ヶ月後の在籍率(H3O)生活保護受給者60%、一人親家庭や生活困窮者は88%
- ・就労支援開始から半年以内に就職する者の割合(H29)全国73%、県49%

| 成果 | | | ・就労により自立した世帯は平成27年度117人から平成30年度129人に増加した。 3年連続で増加しており、2年連続で目標を達成した。 |
|------|---|---|---|
| | 1 | 「目的」の達成のため (又は達成した状態 を維持するため)に 支障となっている点 | ア)就職定着率が低い イ)就労支援開始から半年以内に就職する者の割合が全国と比較して低い ウ)保護世帯数が少ない市町村では、運用事例や自立支援のノウハウの蓄積が少ない エ)福祉事務所ケースワーカーの業務の掌握体制について、課題を有する市町村がある |
| 課題分析 | 2 | 上記① (課題) が 発生している原因 | ア)就職後も働き続けるための支援を必要とする者が多い イ)有効求人倍率は高水準だが、就労支援対象者の資格や職歴等に見合う就職先が見つかりにくい ウ)生活保護受給者を取り巻く生活課題は、さまざまな分野の課題が絡み合い、複雑化している エ)幹部職員及び査察指導員によるケースワーカーの業務管理が不十分 |
| | 3 | 上記②(原因)の 解決・改善に向けた 見直し等の方向性 | ア)就労による自立後も継続して支援を必要とする方について、市町村に対し、ハローワークや生活困 窮者自立相談支援機関との連携を働きかける イ)島根労働局及び県の関係課長、ハローワーク所長らで構成する「島根県生活保護受給者等就労自立 促進事業協議会」を開催し、労働部門と福祉部門とが情報及び課題を共有し、県内各地におけるハロー ワークと福祉事務所のより具体的な連携につなぐ ウ)県主催研修の開催や質疑応答により市町村を支援する エ)生活保護法施行事務監査において、制度の適正実施のため監査・指導・助言を行う |

上位の施策 施策Ⅱー2ー6 生活援護の確保

1 事務事業の概要

担 当 課 健康福祉部地域福祉課

| | | - 1 - 1 - 1 - 1 | | | | | | | | |
|------|---------------------|-----------------|---|-----------|---------|--------|--|--|--|--|
| 名称 | 自立 | 立支援事業 | | | | | | | | |
| | 誰(作 | 可)を | 低所得世帯等 | W | 前年度実績 | 今年度計画 | | | | |
| 目的 | 対象として | | では、中央の中央の | 事業費(千円) | 27,222 | 24,293 | | | | |
| | どういう状態 を目指すのか | | 世帯の安定、生活意欲の醸成及び経済的自立が図られるようにする。 | うち一般財源 | 12,879 | 12,147 | | | | |
| | | | 皆等に対する資金の貸付と必要な援助指導を行うため、島根県 貴を補助する。 | 社会福祉協議会に対 | 対し、資金貸付 | 制度の運営に | | | | |
| | 度の 内容 | | | | | | | | | |
| 評価を記 | に行った 踏まえて たこと | 資金の過る。 | 適切な貸付に繋げていくため、島根県社会福祉協議会に対し、資 | 資金貸付制度の運営 | 営に係る経費の | 補助を継続す | | | | |

2 成果参考指標等の状況

| | | 成果参考指標 | 年 度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 単位 |
|---|-------------|-----------------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|----|
| | 指煙 夕 | 3 生活福祉資金の貸付決定件数 | 目標値 | | 250.0 | 250.0 | 250.0 | 250.0 | |
| 1 | 1812 | 工心個位負並の負別人だけ数 | (取組目標値) | | | | | | 件 |
| ' | 式• | | 実績値 | 183.0 | 196.0 | 165.0 | 185.0 | | |
| | 定義 | 土冶悟性負金の負別決定件数 | 達成率 | _ | 78.4 | 66.0 | 74.0 | _ | % |
| | 指標名 | ·+m./2 | 目標値 | | | | | | |
| 2 | 扫标石 | | | | | | | | |
| _ | 式• | | 実績値 | | | | | | |
| | 定義 | | 達成率 | _ | _ | _ | _ | _ | % |

「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など

- 〇生活福祉資金の資金種類の中では、教育支援資金(教育支援費・修学支援費)が貸付件数・貸付額ともに多い。 【H28】98件 73,254千円 【H29】78件 58,027千円 【H30】81件 47,586千円 〇H30年度未現在の償還率は26.6%であり、ここ5年間は償還率が減少傾向である。 〇H204年4月から、生活困窮は 〇H204年4月から、名別の保護を持ちます。

【H30年度 各資金貸付実績】

総合支援資金:3件 616千円、福祉費:60件 33,410千円、緊急小口資金:39件 3,495千円、教育支援費:39件 34,815千円、修学支度費:42件 12,771千円、不動産担保型生活資金:0件、要保護世帯向け不動産担保型生活資金:2件 8,435千円

| 成 | F. | | ○貸付支援により、世帯の生活意欲の醸成が図られた。 |
|------|----|---|---|
| 果 | | 目的」の達成に向けた X組みによる改善状況 | |
| | 1 | 「目的」の達成のため (又は達成した状態 を維持するため)に 支障となっている点 | 〇いずれの資金についても償還率は低い。 |
| 課題分析 | 2 | 上記① (課題) が 発生している原因 | ○経済情勢は全体的には上向いているが、低所得の生活の自立に至っていない。○償還指導を行っているが、複雑な生活課題の解決に至らない等、償還が困難なケースがある。 |
| | 3 | 上記②(原因)の 解決・改善に向けた 見直し等の方向性 | 〇市町村社会福祉協議会と生活困窮者自立相談支援機関が連携できるよう、島根県社会福祉協議会と情報共有しながら支援を行う。また、対象者が自立に向かうことができるよう、生活困窮者自立支援事業の家計相談支援事業などと連携しながら支援を行っていく。 〇引き続き生活福祉資金貸付担当職員の研修を実施することにより、資金の適切な貸付に繋げていく。 |

施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保 上位の施策

1 事務事業の概要

担 当 課 地域福祉課

| 名称 | 行旅病人等への支援事業 | | | | | | | |
|------|---------------------|------|--|---------------|-------|---------|--|--|
| | 誰(何 | | 行旅病人等 | 事業費 | 前年度実績 | 今年度計画 | | |
| | 対象と | - UT | 13510132 () | 争 未 負 (千円) | 79 | 390 | | |
| 目的 | どういう状態 を目指すのか | | 必要な救護等が受けられるようにする。 | うち一般財源 | 79 | 390 | | |
| | 度の | | こおいて行旅病人等の取扱いに要した費用を、行旅病人及行旅 正亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件(明治32年勅令第277号 | | | 93号)及び行 | | |
| 評価を記 | こ行った 踏まえて たこと | なし | | | | | | |

2 成果参考指標等の状況

| | | 成果参考指標 | 年 度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 単位 |
|-----|-----------|----------------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|----|
| | 指標名 | | 目標値 | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| | 扣你也 | コルバックへもつうがのます | (取組目標値) | | | | | | % |
| l ' | 式• | 費用負担した人数/対象者数 | 実績値 | 100,0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | | |
| | 式 • 定義 | 賃用負担した人数/ 対象有数 | 達成率 | _ | 100.0 | 100.0 | 100.0 | _ | % |
| | 指標名 | | 目標値 | | | | | | |
| ٦ | 扫标石 | | (取組目標値) | | | | | | |
| 2 | 式• | | 実績値 | | | | | | |
| | 定義 | | 達成率 | _ | _ | _ | _ | _ | % |

「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など

- ・平成30年度における行旅死亡人に対する取扱い費用について、2人分の申請があり、すみやかに支弁した。・支弁実績 H27年度(4人)349千円、H28年度(2人)243千円、H29年度(5人)696千円、H30年度(2人)79千円

| | | | 行旅死亡人の取扱いを行った市町村に費用を支弁した。 |
|------|---|---|-----------------------------|
| 成果 | | 目的」の達成に向けた R組みによる改善状況 | 11派化に入の財扱いで13つに中国性に負用で文弁した。 |
| | 1 | 「目的」の達成のため (又は達成した状態 を維持するため)に 支障となっている点 | なし |
| 課題分析 | 2 | 上記① (課題) が 発生している原因 | なし |
| | 3 | 上記②(原因)の 解決・改善に向けた 見直し等の方向性 | なし |

施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保 上位の施策

1 事務事業の概要

担 当 課 地域福祉課

| 名称 | 生活 | 困窮 | 者支援・子どものセーフティネット | 推 | 進費 | | |
|-------------|--|-----------------------------------|--|-----|----------|---------|--------|
| | 誰(何 | 可) を | 経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくな | l . | ± ₩ ± | 前年度実績 | 今年度計画 |
| | 対象と | こして | るおそれのある生活困窮者 | ' | 事業費 (千円) | 408 | 15,326 |
| 目的 | どういう状態 を目指すのか | | 自立の促進を図る。 | | うち一般財源 | 294 | 4,344 |
| | · ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 窮者の「子る | 活困窮者自立支援法」に規定する相談支援事業の質の確保・向見 早期自立に向けた体制を整備する。 どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定した島根県 ちの貧困に関する実態調査を実施することにより、貧困等の課績 | 計画 | iの進捗を管理す | する。 | |
| 評価を置 | に行った 踏まえて ルたこと | | 5の貧困に関する実態調査を行ったうえで、今後の施策に生か 携体制の一層の構築を図るとともに、その結果を次期計画の見 | | | 部局や市町村等 | で共通認識を |

2 成果参考指標等の状況

| | | 成果参考指標 | 年 度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 単位 |
|---|-----|-----------------------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|----|
| | 指標名 | 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の | 2援事業の 目標値 3.0 8.0 13.0 19 | | 19.0 | | | | |
| 1 | 担际石 | 実施体制を整えた市町村数 | (取組目標値) | | | | | | 団体 |
| | 式• | 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の | 実績値 | 1.0 | 2.0 | 7.0 | 16.0 | | |
| | 定義 | 実施体制を整えた市町村数 | 達成率 | _ | 66.7 | 87.5 | 123.1 | _ | % |
| | 指標名 | | 目標値 | | | | | | |
| | 担际石 | | (取組目標値) | | | | | | |
| 2 | 式• | | 実績値 | | | | | | |
| | 定義 | | 達成率 | _ | _ | _ | _ | _ | % |

「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など

- ・生活困窮者自立支援制度によるH30年度の支援状況については、新規相談件数1,205件、自立支援プラン作成件数328件、就労・ 増収者数84人となっている。
 ・子どもの貧困対策については、県計画で設定されている関係機関それぞれの施策等で取り組まれている。
 ・子どもの学習支援事業は16市町村で取り組まれている。(H30年度)

| 成果 | | | ・市町村においては、教育部局等との連携により、子どもの学習支援の取り組みが進んだ。(H3O: 16市町村) ・家計相談事業は生活困窮者の世帯全体の生活の立て直しに有効であるとして実施団体が増えている。(H3O: 9市町) ・支援員の相談業務がスムーズに対応できるよう、H29年度から臨床心理士の協力を得ている。 ・会議・研修等を通して市町村等関係機関で子どもの貧困に対する共通認識が進んだ。 |
|------|---|---|--|
| | 1 | 「目的」の達成のため (又は達成した状態 を維持するため)に 支障となっている点 | ・就労支援に活用できる地域資源(受け皿等)が少ない市町村がある。 ・子どもの学習支援事業は、教育委員会等複数の部局で事業を行っているため、連携しながら進めていく必要がある。 ・地域の福祉課題に対応するため、相談機関の支援員の一層の資質向上を図っていく必要がある。 ・子どもの貧困対策については、各関係機関の施策の実効性の検証ができていない。 |
| 課題分析 | 2 | 上記① (課題) が 発生している原因 | ・業務的につなぎが基本であるが、地域資源の開拓が不足している。・支援対象者への施策が複数存在している。・相談者が複数の困難な課題を抱えている。・相談内容が多様化しており、支援者自身も多くの課題を抱えている。・島根県における、子どもの貧困に関する実態把握ができていない。 |
| | 3 | 上記②(原因)の 解決・改善に向けた 見直し等の方向性 | ・地域資源の少ない市町村においては、その開拓とともに、他部局とも連携を図りながら、効果的な施策実施を進めていく必要がある。 ・支援員には、相談者が抱える多様化した課題を整理した上で、支援員が解決できる課題のほか、関係機関へのつなぎを進めるための知識・技術が求められる。 ・子どもの貧困の現状について、その実態を把握したうえで、共通認識のもと関係部局と市町村等が連携しながら施策を進めていく必要がある。 |

施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保 上位の施策

1 事務事業の概要

担 当 課 高齢者福祉課

| • | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|---|--|---|-----------------------------|---------------|--------|--|
| 名称 | 旧軍人及び未帰還者等援護事業 | | | | | | | |
| | 誰(何)を 恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留 | | 恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰 | 国 | → ₩ # | 前年度実績 | 今年度計画 | |
| | 対象と | こして | 者及び引揚者 | | 事 業 費 (千円) | 17,520 19,438 | | |
| 目的 | | 5いう状態 目指すのか 福祉の増進、中国残留邦人等については併せて自立 | | | うち一般財源 | 11,479 | 12,880 | |
| 国家補償的観点から事業を実施しており、島根県遺族連合: ・恩給等調査推進事業:旧軍人軍属について軍歴等の調査(・戦没者遺族援護事業:戦没者等の遺族に対する当別弔慰: ・戦傷病者援護事業:戦傷病者特別援護法に係る戦傷病者(・中国帰国者帰国後自立促進事業:帰国後の定着のため、(・島根県遺族連合会助成事業:遺族連合会が実施する戦没 | | | 等調査推進事業:旧軍人軍属について軍歴等の調査確認等 皆遺族援護事業:戦没者等の遺族に対する当別弔慰金支給派 有者援護事業:戦傷病者特別援護法に係る戦傷病者に対し 帰国者帰国後自立促進事業:帰国後の定着のため、医療・バ | ち と に係る を 養の 経 き き き き き き き き き き き き き き き き き き | る請求の裁定及で 合付等 爰給付や相談支持 | が戦没者の慰霊 爰等 | | |
| ・次期特別 中国金の裁定(R2~)を迅速に行えるよう、前回受給者等情報のデータベース化を進める 前年度に行った 評価を踏まえて 見直したこと | | | | ス化を進めるこ | こととした | | | |

2 成果参考指標等の状況

| | | 成果参考指標 | 年 度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 単位 |
|---|-------|------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|----|
| | 指標名 | 特別弔慰金、特別給付金の裁定率(他県進達処理 | 目標値 | | 70.0 | 70.0 | 70.0 | 70.0 | |
| 1 | 18137 | を含む) | (取組目標値) | | | | | | |
| ' | 式• | 年間裁定等処理件数/年間受理件数 | 実績値 | 53.3 | 241.1 | 93.1 | 223.6 | | |
| | 定義 | 中间效比守处连件数/ 中间文连件数 | 達成率 | _ | 344.5 | 133.0 | 319.5 | _ | % |
| | 指標名 | | 目標値 | | | | | | |
| | | | (取組目標値) | | | | | | |
| 2 | 式• | | 実績値 | | | | | | |
| | 定義 | | 達成率 | _ | _ | _ | _ | _ | % |

「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など

・第十回戦没者等遺族に対する特別弔慰金裁定等処理状況(H3O年度)受付件数 264件 裁定等処理件数 593件(過年度受付

(H3O年度迄累計)受付件数 14,9O3件 裁定等処理件数 14,9O2件

- ・各種給付金裁定等処理状況(H30年度)受付件数3件 裁定等処理件数4件(過年度受付含む) ・中国帰国者等で生活支援給付等のべ受給者数(H29年度)201名(うち介護支援給付12名)(H30年度)223名(うち介護支援 給付32名)
- ・島根県遺族連合会の会員数 (H30年1月) 4,381人 (H31年1月) 4,260人

| | | | ・第十回特別弔慰金について、全ての裁定等処理が完了(R1.6) |
|------|---|---|---|
| 成果 | | | |
| | 1 | 「目的」の達成のため (又は達成した状態 を維持するため)に 支障となっている点 | ①特別弔慰金等の支給において、未請求のまま時効となった案件がある可能性がある(第十回特別弔慰金:請求見込約2万件に対し裁定等件数約15千件) ②中国帰国者等の生活基盤が脆弱化する可能性がある ③島根県遺族連合会の会員数が減少し、会を通じた遺族への特別弔慰金等の情報提供が難しくなりつつあることや、戦争体験や戦没者遺族の意思の継承が難しくなってきている |
| 課題分析 | 2 | 上記①(課題)が 発生している原因 | ①支給対象者の高齢化により請求がなされなかったり、前回請求者が死亡した場合等で、次順位の請求者へと遺族内で受給権が受け継がれなかった場合等 ②中国帰国者等の高齢化により、所得の減少や医療、介護の必要性が高まっている ③現会員の高齢化等による脱会や孫・ひ孫世代は遺族意識が希薄であるため新規加入が難しい |
| | 3 | 上記②(原因)の 解決・改善に向けた 見直し等の方向性 | ①令和2年度から開始される次期特別弔慰金について、県、市町村及び島根県遺族会等から対象者への周知の強化や、戦没者遺族相談員体制(県内19名)の維持を図る②中国帰国者等の者後の生活の安定のため、支援給付制度の適正利用が図られるように実施主体である市町村に対し指導を行う③島根県遺族連合会の存在及び活動のPRや、孫・ひ孫世代の入会促進のための支援を検討する |

施策Ⅱ-2-6 上位の施策 生活援護の確保

事務事業の概要

担 当 課 地域福祉課

| • | - 学初学未少顺女 | | | | | | | |
|--|---------------------|--|---|---|------|--------|--------|-------|
| 名称 | 再犯防止推進事業 | | | | | | | |
| | | | 犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者 (以下「犯罪をした者等」という。)のうち支援が必要 | _ | 事業費 | 前年度実績 | 今年度計画 | |
| 目的 | VISC. | | | | (千円) | 560 | 21,270 | |
| | どういう状 | | 2000 という状態を目指すのかを目指すのかを目指すのかを目指すのかを目指すのかを目指すのかを目指すのかを目指すのかとでは、再犯の防止を推進し、県民が安全・安心に暮らすことの出来る社会の実現を図る。 | | | | О | 4,510 |
| ・高齢又は障がいを抱え、退所後も親族等の引き受先がない矯正施設入所者に対し、入所中から必要な調整とにより、退所後速やかに適切な福祉サービスを受けられるよう支援する。(地域生活定着支援事業) ・犯罪を犯した者等が直ちに自立した生活を営むことが困難な場合などに、刑事司法機関や福祉関係機関と行える体制の構築をモデル事業の実施により検討する。(再犯防止推進モデル事業) ・「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、地域における効果的な再犯防止対策の在り方について、と共に検討を行う。(再犯防止推進モデル事業) | | | | | | 関との調整を | | |
| 評価を記 | に行った 踏まえて たこと | | | | | | | |

2 成果参考指標等の状況

| | | 成果参考指標 | 年 度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 単位 |
|---|----------|----------------------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|----|
| | | 地域生活定着支援事業の支援実績 | 目標値 | | | | 100.0 | 100.0 | |
| 4 | 18/12/10 | 地场工作化省文1及争未07文1及大顺 | (取組目標値) | | | | | % | |
| | 式• | フォローアップ終了件数/当該年度フォロー | 実績値 | | | | 100.0 | | |
| | 定義 | アップ終了予定件数 | 達成率 | _ | _ | _ | 100.0 | _ | % |
| | 指標名 | abla p | 目標値 | | | | | | |
| 2 | 扫标台 | | (取組目標値) | | | | | | |
| _ | 式• | | 実績値 | | | | | | |
| | 定義 | | 達成率 | _ | _ | _ | _ | _ | % |

「成果参考指標」の他に参考とすべきデータや客観的事実など

- ・「再犯防止推進モデル事業」は、平成30年度~令和2年度までを事業期間とする国からの委託事業(国10/10)
- ・「母犯的正推進モデル事業」は、平成30年度~5和2年度までを事業期間と9 る国からの委託事業(国10/10) ・「地域生活定着支援事業」は、厚生労働省により平成21年から各都道府県へ設置が進められた「地域生活定着支援センター」で 行っており、(当県は島根県社会福祉協議会に設置)各センターが相互に協力して、支援対象要件に該当する出所予定者等に対し コーディネート業務(出所後のための各種調整)等を行っている。 ・平成30年度は、矯正施設入所中の対象者へ出所後に向けた調整を行う「コーディネート業務」が24件(うち帰住者11名(県内3 名、県外884)、コーディネート業務終了後の対象者の状況確認等を行う「フオローアップ業務」が5件、その他必要な助言等を
- 行う「相談支援業務」が5件の実績があった。

| 成果 | 「目的」の達成に向けた 取組みによる改善状況 | | ・平成30年度中にフォローアップ業務の終了予定期限(6ヶ月)を迎えたものは2件で、この2件とも地域に定着したことでフォローアップ業務が終了しており、フォローアップ業務の終了率は100%となった。 |
|------|---------------------------|---|---|
| | 1 | 「目的」の達成のため (又は達成した状態 を維持するため)に 支障となっている点 | ・県内における国、地方公共団体、民間の各関係団体等の十分な連携体制が構築されていない。 |
| 課題分析 | 2 | 上記① (課題) が 発生している原因 | ・犯罪をした者等に対し刑事司法機関と福祉関係機関等が連携するための支援調整を継続的に行える人材が少ない。 |
| | 3 | 上記②(原因)の 解決・改善に向けた 見直し等の方向性 | • 令和元年度は支援者間のネットワークを構築して対象者への支援調整を行うコーディネーターを養成する研修を行い、令和2年度には島根県再犯防止推進計画を策定し、養成したコーディネーターを支援する取り組みを実施する。 |